

令和7年12月19日
農林水産省大臣官房参事官(経理)

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

新明和工業株式会社 兵庫県宝塚市新明和町1-1

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和7年12月19日～令和8年2月18日(2ヶ月)

近畿区域(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

3 指名停止理由

新明和工業株式会社は、公正取引委員会から、令和7年9月24日、特定特装車製品の販売価格に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものとして公表された。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第5号(独占禁止法違反行為)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(独占禁止法違反行為) 5 当該区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から当該区域を対象として2ヶ月以上9ヶ月以内